

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標											
I 現状											
(1) 地域の災害リスク											
【洪水：ハザードマップ】											
<p>王寺町は、古くから大和川がもたらす水害に悩まされ続けてきた地である。過去100年の災害の履歴をみると、その大部分は7～9月の台風や集中豪雨による床上・床下浸水や田畠冠水で、数年おきに起こっている。特に1982年（昭和57）の「57年水害」は、8月1日から3日にかけて、台風10号と引き続く低気圧により豪雨となって、大和川に合流する葛下川があふれ出し、救助法・激特法の適用を受ける甚大な被害を被った。</p> <p>現在も、当町のハザードマップによると、大和川と葛下川に挟まれた、当会も立地する王寺駅を中心とした、小売業、サービス業が集積している商業地区（王寺、久度）のほぼ全域において3～5mの浸水被害が予想されており、場所によっては5m以上の浸水想定区域が存在している。また、国道168号と葛下川の間の葛下地区についても、介護施設を始めとしたサービス業、製造業等があるが、こちらについても、町中心部に近づくにつれ、浸水3～5mの浸水想定区域となっている。</p>											
【土砂災害：ハザードマップ】											
<p>当町のハザードマップによると、崩壊の恐れのある急傾斜地（傾斜度30度以上かつ5m以上の区域）は、町内に点在しており、中でも藤井地区は土石流、地すべりの危険度も高い地区となっている。また、藤井地区を含む西部の大和川流域の亀の瀬と呼ばれる地帶は、粘土層の地質によって、古くから度々地すべりが発生している。藤井地区に存在する事業者はそれほど多くはないものの、亀の瀬地すべりが大規模に発生した場合、大和川の閉塞及び堤防決壊による町中心部等の浸水被害の発生、国道25号の遮断による奈良・大阪間の物流に多大な影響をもたらす。</p>											
【地震災害：J-SHIS】											
<p>当町の近隣には、大和川断層帯や生駒断層帯が存在しており、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で63.1%以上の確率で発生すると言われている。</p>											
【感染症】											
<p>新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。</p>											
(2) 商工業者の状況（H28 経済センサス）											
<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者数 754社（内、小規模事業者数 550社） ・業種別内訳 											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>商工業者数</th><th>事業所の立地状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td><td>44</td><td>町内に広く分布</td></tr> <tr> <td>製造業・卸売業</td><td>73</td><td>大和川、葛下川沿いに多く分布</td></tr> </tbody> </table>			業種	商工業者数	事業所の立地状況	建設業	44	町内に広く分布	製造業・卸売業	73	大和川、葛下川沿いに多く分布
業種	商工業者数	事業所の立地状況									
建設業	44	町内に広く分布									
製造業・卸売業	73	大和川、葛下川沿いに多く分布									

小売業	168	主に王寺駅周辺、国道168号沿いに集積	
飲食・サービス業	469	主に王寺駅周辺、国道168号、国道25号沿いに集積	
合計	754		

(3) これまでの取組

① 当町の取組

- ・王寺町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・地域の防災拠点の整備（王寺町いずみスクエア）
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・インターネットツールでの住民等への迅速な情報配信
（王寺町安全安心メール、王寺町公式LINE）
- ・雨水タンクや止水板等の設置等に対する防災関連補助金の創設
- ・住民等による自主的な防災組織の設立、育成補助金の創設
- ・WEB版ハザードマップの構築
- ・居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災に関する情報を標示する取組（まるごとまちごとハザードマップ）
- ・町内在住の防災士による王寺町防災士ネットワークの組織化

② 当会の取組

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP個別相談会の開催
- ・奈良県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（マスク、軍手等）を備蓄
- ・商工会青年部による県統一防災対策基金の実施
- ・地域消防団等関係団体との協力体制の構築
- ・王寺町が実施する防災訓練への参加の呼びかけと協力
- ・会員事業者へのウイルス感染対策品の配布及び巡回訪問、郵送案内、ホームページ等による感染対策啓発の実施

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載に留まり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールつくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが重要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、全国商工会連合会等が提供するBCP（事業継続計画）策定ツールを活用しながら、事業者のBCP策定における伴走的支援を実施する。
- ・地区内小規模事業者に対し、国の認定制度である「事業継続力強化計画」の申請について広く周知を行うとともに、中小企業診断士等の外部専門家と連携のうえ、事業者の積極的な申請を促す。
- ・地域内小規模事業者に対して、巡回訪問、窓口指導時等に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害をはじめとする、様々な経営リスクに備えるための保険・共済制度の提案を行うとともに、奈良県火災共済協同組合や保険会社等と連携し、保険・共済の加入を促す。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

本計画に基づき、当会と当町で協議を重ね、早期に協定を締結し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回訪問、窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所への自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 商工会ホームページや公式ライン、会員への郵送案内等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 地域内の中規模事業者に対し、無償で簡易的ではあるものの、策定に実効性のある全国商工会連合会の提供する事業者BCP策定ツールを周知し、取組提案を行うとともに、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する中小企業診断士等の専門家を招き、セミナー、個別相談を実施することで、事業継続力強化計画の周知を図るとともに、計画策定の着手を行うよう伴走的に提案する。
- 新型のウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型のウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 当会は、令和3年度、事業継続計画を作成

3) 関係団体等との連携

- 奈良県商工会連合会や奈良県火災共済協同組合、及び連携協定をむすぶ東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼

し、セミナーや個別相談を通じて、会員事業者を含む地域の小規模事業者に広く保険・共済の紹介を行う。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス策として「感染症特約付き休業補償」や経営者、従業員の「医療保険（生命保険）」の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・普及啓発セミナーや個別相談会等に参加した事業者に対して、巡回訪問、電話連絡等を用いて、BCP策定、事業継続力強化計画の着手を促す。
- ・BCP策定、事業継続力強化計画の策定に取組む事業者については、2週間に一度、訪問、電話にて進捗状況の確認を行い、確実な計画策定を促す。
- ・主に当会及び当町にて組織する「(仮称) 王寺町事業継続力強化支援協議会」を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.0、大雨による久度、王寺、本町地区等の冠水）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況、鉄道運行状況等）等を当会と当町で共有する。)
- ・国内における新型のウイルス感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているものと考える。

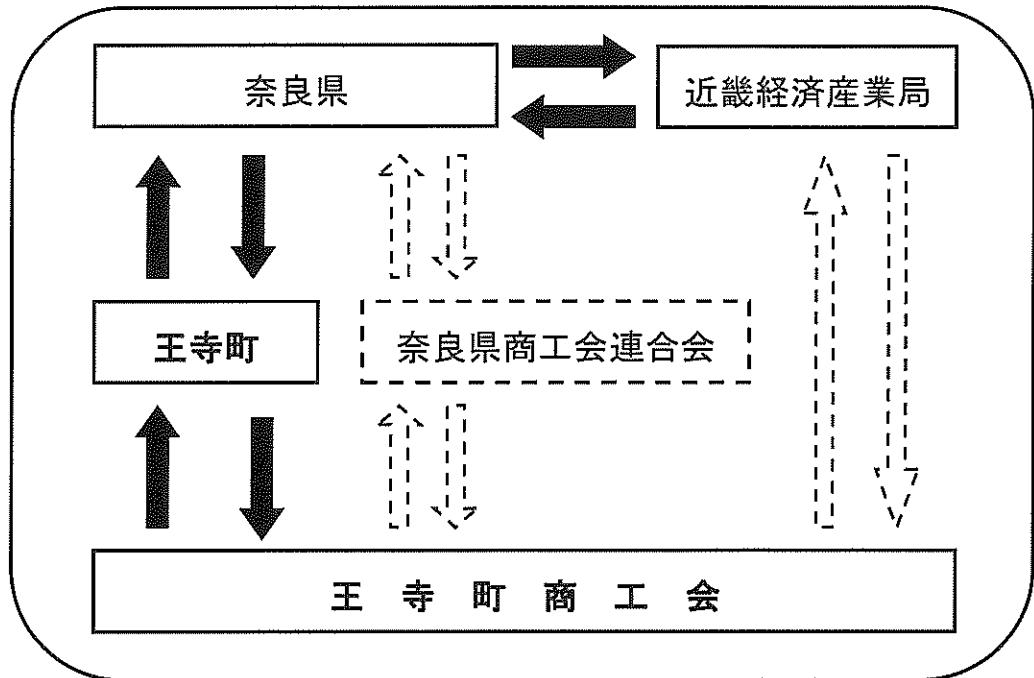
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～7日間	1日に3回共有
8日目～20日目	1日に2回共有
21日目～1ヶ月	1日に1回共有
1ヶ月以降	2日に1回共有

- ・当町で取りまとめた「王寺町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会または当町より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有する情報を奈良県の指定する方法にて当会または当町より奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

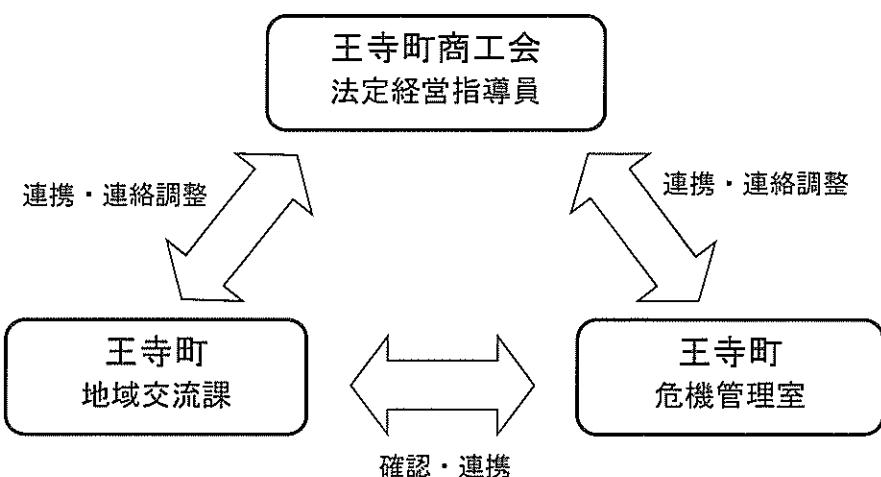
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 金田 直樹（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

王寺町商工会

〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-18

TEL:0745-72-5105 FAX:0745-32-1583

E-mail:oji@shokoren-nara.or.jp

②関係市町村

王寺町 地域交流課

〒636-0003 奈良県北葛城郡王寺町久度 2-2-1-501

TEL:0745-33-6668 FAX:0745-33-3001

E-mail: yukimaru@oji-kanko.jp

王寺町 危機管理室
〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-23
TEL:0745-73-2001 FAX:0745-32-6447
E-mail: kikikanri@town.oji.nara.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	490	490	490	655	655
・専門家派遣費	165	165	165	330	330
・セミナー開催費	55	55	55	55	55
・パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
・広報費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、王寺町補助金、奈良県補助金、各種手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。